

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年5月13日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

処分庁は、〇〇署と連携して、請求人に対して、本児の行方不明期間の行動その他本件処分に至る経緯の説明を行うべきところ、説明を尽くしていない。本児の行方不明中の経緯を適切に把握しなければ、今後の更生や育成に支障があるはずである。また、本児の保護場所に関することや請求人が本児に暴力をふるったことなど、処分庁の弁明書には事実誤認が散見される。

以上のことから、〇〇署のほか処分庁の対応に不信感を抱いており、本件審査請求を提起した。

なお、請求人は、処分庁からの本児の保護期間を延長せざるを得ない状況については承知したが、一時保護の期間の延長には同意していない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 9月12日	諮問
令和 元年10月25日	審議（第39回第2部会）
令和 元年12月24日	審議（第40回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があ

ると認めるときは、法 26 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法 27 条 1 項は、都道府県は、法 26 条 1 項 1 号の規定による報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号の措置を採らなければならないと規定している。

- (2) 法 33 条 1 項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはその恐れがある場合」等としている。

そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の

委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照）とされている。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

また、法33条3項は、前項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならないと規定し、同条4項は、前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き同条1項又は2項の規定による一時保護を行うことができると規定している。そして、同条5項では、引き続き一時保護を行うことが親権を行う者等の意に反する場合は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

- (3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」（2条1号）、「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」（同条4号）とする。そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条4号の心理的虐待は、ことばによる脅かし、脅迫などの行為と解される（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（以下「手引き」という。）第1章・1・(2)参照）。

- (4) ガイドラインⅡ・2・(1)では、「子どもの安全確保のため必

要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。（中略）子どもや保護者の同意がなくとも、子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである」としている。そして、手引き第5章・1でも、「単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断されるときは、まず一時保護を行うべきである。」とし、「必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう」としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いけると解されている。

- (5) ガイドライン及び手引きは、いずれも地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものであり、上記(2)及び(4)で引用した部分は、合理的で妥当なものと解される。

2 本件処分について

- (1) 本件処分についてみると、〇〇署署員が本児の身柄通告に先立ち事情聴取をした際、本児は、署員に対して、小学校入学前から、請求人に殴られる、蹴られる等をされていたこと、一月前継母宅から請求人宅に戻ってからも、請求人から理由もなく頭部を数回叩かれ、太腿を蹴られたことがあったこと、その一方で、継母宅では継母の交際相手らしき者から身体を触られるなどがあったことを述べるとともに、本児の背中部分に認められる火傷（根性焼きらしきもの）の痕について、小学生のころに請求人から受けたものであると述べていること、また、〇〇児相の児童福祉司も、本児が、上記〇〇署署員による事情聴取結果に沿う内容を述べた上、請求人と一緒に暮らしたくないとの発言を聞いていることがそれぞれ認められる。

そうすると、処分庁が、〇〇署からの法25条1項に基づく通

知及び上記本児に対する調査等に基づき、本児に対する適切な支援と調整を行うことを目的として、本児の心身の状況、その置かれている養育環境その他の状況を把握するため、一時保護の必要性があると判断し、法33条の規定に基づき本件処分を行ったことについて、不合理な点は認められない。

また、請求人は、本児に対する保護期間の延長について同意していないとしているが、担当者による請求人への聞き取り結果や、保護期間を延長せざるを得ない状況を承知したとの請求人の主張を踏まえると、一時保護の期間の更新の時期に、保護の継続について、請求人の反対の意思表示はなされなかったと認められるため、本件処分は、適法に更新され、家庭裁判所の承認が必要な場合には当たらない。

(2) 以上のとおりであるから、本児に対する一時保護は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、本児の一時保護後の経過を含め、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、前記第3のとおり、請求人に対して〇〇児相の担当者及び〇〇署が適切かつ十分な説明を行っていないことなどの事情から、両組織の対応に不満を感じ、不信を抱いていることを、本件処分を取り消すべき理由として挙げている。

しかしながら、本児に対する一時保護が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであり、仮に請求人が納得できるような処分庁ないし〇〇署による説明がなされていないこと等の事情があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来